

大阪市規則第109号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職務) 第4条 局長、消防次長、部長、担当部長、課長、所長、担当課長、監察室長、 <u>航空隊長</u> 、 <u>参事</u> 、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。 第5条 [略] [2～5 略] 6 <u>参事</u> 、 <u>副所長</u> 、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長及び副参事の事務分担は、局長が定める。	(職務) 第4条 局長、消防次長、部長、担当部長、課長、所長、担当課長、監察室長、 <u>航空隊長</u> 、副課長、副所長、担当副課長、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。 第5条 [同左] [2～5 同左] 6 <u>副所長</u> 、担当副所長、航空副隊長、統括方面隊長、方面隊長及び副参事の事務分担は、局長が定める。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。